

平成 2 6 年度

藤里町職員採用試験

受験案内

受付期間 8 月 6 日（水） ～ 8 月 2 7 日（水）

試験日 （第 1 次試験） 9 月 2 1 日（日）

試験場 秋田市下北手桜守沢 4 6 - 1
ノースアジア大学

問い合わせ
申込書請求
受験申込み

） 藤里町役場 総務課 職員採用担当
電話：0185-79-2111
〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴 8

藤里町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します。
高校卒一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します。

2. 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しないものであれば受験できます。

(1) 受験資格

大学卒	昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者、若しくは平成27年3月31日まで卒業する見込みの者
高校卒	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 「ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者もしくは平成27年3月卒業見込の者またはこれらに相当する学歴を有すると認められるものは受験できません。」

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本町職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験区分	試験種目	方法
大学卒	教養試験	大学卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行います。 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 問題形式 5枝択一式 40題・2時間
高校卒	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行います。 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 問題形式 5枝択一式 40題・2時間

(2) 第2次試験

試 験	方 法
口述試験 作文 身体検査	個別面接により主として人物について試験を行います。 主として文章表現力等について試験を行います。 提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

(3) 資格調査

資 格 調 査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4. 試験日及び場所

区 分	第1次試験	第2次試験
日 時	平成26年9月21日(日)	第1次試験合格者に通知します。
受付開始	午前9時	
試験説明	午前9時50分～午前10時	
教養試験	午前10時～正午	
場 所	秋田市下北手桜守沢46-1 ノースアジア大学	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。
また、携帯電話は試験中の使用(時計代わりの使用を含む)は認めません。

5. 合格者発表

第1次試験合格者発表	平成26年10月中旬	役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	平成26年11月中旬	

6. 合格から採用までの経路

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、平成27年4月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として現行では高校卒140,100円、大学卒172,200円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は役場に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円切手を貼った返

信用封筒（A4）を必ず同封して簡易書留で郵送してください。
（※普通郵送の事故には対応できません。）

（2）申込手続

- ① 持参の場合 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cmの写真1葉を貼って、藤里町役場総務課職員採用担当宛に提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと宛先を明記した82円切手を貼った返信用封筒（定型）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留で郵送してください。
（※普通郵送の事故には対応できません。）

（3）受付期間

平成26年8月6日（水）～8月27日（水）
申し込みは土曜日・日曜日を除く午前8時30分～午後5時まで
郵送の場合は8月27日（水）までに届いたものに限り受付いたします。

（4）提出書類等

- ア 申込書及び自己紹介書 各1部（所定の用紙を使用すること。）
イ 受験料 不要

9. 試験結果の開示

- （1）藤里町個人情報保護条例（平成18年藤里町条例第35号）第22条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。
- （2）電話やはがき等による請求はできません。
- （3）受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までの間に総務課総務係へ直接おいでください。
- （4）第1次試験の開示は、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位とし、合格発表の日から1ヶ月間とする。
- （5）第2次試験の開示は、第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位とし、最終合格発表の日から1ヶ月間とする。

10. その他

- （1）申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- （2）この試験の第1次試験は「秋田県町村職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し実施します。